

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年度富士見市一般会計補正予算（第13号）（別紙）

令和4年3月24日

富士見市長 星 野 光 弘 印

令和３年度富士見市一般会計補正予算（第１３号）

令和３年度富士見市一般会計補正予算（第１３号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第１条 繰越明許費の変更は、「第１表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 繰越明許費補正

変更

款	項	補正前	
		事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	農地耕作条件改善事業	2, 228

(単位 千円)

補 正 後	
事 業 名	金 額
農地耕作条件改善事業	1 6 , 4 8 5